

職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメントその他職場において意識的又は無意識的に特定又は不特定多数の者に、不快な思いをさせたり、苦痛を与えたり、居心地の悪さを感じさせる行為により他の職員の勤務環境が害される行為をいう。

2 この要綱において「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動並びにこれらの言動により職員の勤務環境が害されることをいう。

3 この要綱において「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における職員に対する妊娠したこと、出産したこと又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。

4 この要綱において「パワー・ハラスメント」とは、職務上の地位、人間関係等の職場内の優位性を背景として業務を遂行する上で適正な範囲を超えて行われる言動により職員の勤務環境が害されることをいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、自らの言動によりハラスメントを生じさせないように

に注意しなければならない。

- 2 職員を監督する地位にある者は、所属職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止に関し必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談窓口の設置等)

第4条 職員からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、相談窓口を設置する。

- 2 企画部コンプライアンス推進室長（以下「推進室長」という。）は、職員に対して、相談窓口を周知しなければならない。
- 3 推進室長は、相談窓口に寄せられた苦情相談の内容を別に定める内部相談受付簿に記録するものとする。
- 4 苦情相談は、ハラスメントが現に生じている場合だけでなく、生じるおそれがある場合についても、受け付けるものとする。

(苦情相談の処理)

第5条 推進室長は、前条第4項の規定による相談があった場合において必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事実関係の調査及び確認を行うこと。
- (2) 事実の内容又は状況から判断し、必要に応じて次条に規定するハラスメント苦情相談処理委員会に当該苦情相談の処理を依頼すること。

(ハラスメント苦情相談処理委員会)

第6条 苦情相談を適切かつ効果的に処理するため、ハラスメント苦情相談処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前条の規定によりその処理を依頼された苦情相談について必要に応じ事実関係を調査し、その対応措置等を審議し、又は当事者を含めた関係者に対して必要な助言等を行うものとする。

- 3 委員会は、企画部長をもって充てる委員長並びに総務部長、教育部長、企画部副部長、消防本部消防次長及び推進室長をもって充てる委員により組織する。
- 4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 5 委員会の庶務は、企画部コンプライアンス推進室において処理する。

(プライバシーの保護等)

第7条 推進室長は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

(措置)

第8条 委員会は、ハラスメントに該当する事実を確認したときは、当事者にかかる任命権者に対し、必要かつ適切な措置を講じ、又はハラスメントを行った職員の懲戒処分に関し、太田市職員の行政処分審査委員会規則（平成17年太田市規則第51号）第1条に規定する太田市職員の行政処分審査委員会に諮るよう求めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。
(職場におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する要綱の廃止)
- 2 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する要綱（平成17年3月28日太田市要綱）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。